

石川運輸支局における業務体制について

～新型コロナウイルス感染症対策～

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が全国に発出されたことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症の社会全体への蔓延防止の取組みとして、石川運輸支局においては、緊急事態宣言解除の日まで交代制により在宅勤務等を実施します。

このため、必要最小限の窓口体制に縮小して業務を行っておりますので、申請処理等については通常よりお時間をいただく場合があります。

ご迷惑をおかけしますが、感染拡大防止の観点からご理解・ご協力をよろしくお願いします。

なお、当支局へお越しになる場合は、咳エチケット、手指の消毒にご協力をお願いします。

北陸信越運輸局石川運輸支局